

企画委員会設置要綱

(目的)

第1条 関係者が協同して、地域の医療従事者の勤務環境の改善等に取り組むため、恒常的な連絡協議の場として「企画委員会」を設置する。

(所掌事項)

第2条 企画委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)地域の看護師等をはじめとする医療従事者の勤務環境の改善に関する事項
- (2)(1)の事項に関する住民の理解促進に関する事項
- (3)その他

(組織)

第3条 企画委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の事務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、テーマに応じ、必要と認めるときは、地域住民やNPO、NGOなど本委員以外の者を会議に出席させることができる。

(定足数)

第5条 委員会を開くための定足数は、委員の過半数とする。

(事務局)

第6条 企画委員会の庶務は、徳島労働局労働基準部監督課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月5日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名
委員長	徳島労働局労働基準部長
副委員長	徳島県保健福祉部医療健康総局医療政策課長
委 員	(社)徳島県医師会副会長 (社)全日本病院協会徳島県支部長 (社)日本医療法人協会徳島県支部長 (社)徳島県精神科病院協会副会長 (公社)徳島県看護協会会長 徳島県商工労働部労働雇用課長 徳島労働局労働基準部監督課長 徳島労働局職業安定部安定課長補佐 徳島労働局雇用均等室地方機会均等指導官
計	11人

徳島労働局労働基準部長

金内 久

徳島県保健福祉部医療健康総局医療政策課長

(社)徳島県医師会副会長

木下成三

(社)全日本病院協会徳島県支部長

(社)日本医療法人協会徳島県支部長

(社)徳島県精神科病院協会副会長

(公社)徳島県看護協会会長

徳島県商工労働部労働雇用課長

徳島労働局労働基準部監督課長

徳島労働局職業安定部安定課長補佐

徳島労働局雇用均等室地方機会均等指導官